

## 国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等について(農林水産大臣宛て)

支	基幹的な附帯施設のうち機能保全計画が策定されていなかった施設に係る国営更新事業48地区の支出済額(1)	(背景金額) 3 9 8 7 億 3 4 4 7 万円
支	基幹的な附帯施設のうち対策工事開始年度を経過しているのに対策工事が実施されていなかった施設に係る国営更新事業37地区の支出済額(2)	(背景金額) 2 9 5 1 億 5 9 1 1 万円
支	(1)及び(2)の純計	(背景金額) 4 6 4 6 億 3 6 6 6 万円

### 1 国営更新事業等の概要

#### (1) 国営更新事業及び国営更新施設と田畑とを接続する附帯施設の概要

農林水産省は、近年、ダム、頭首工、幹線用排水路等の農業水利施設の造成を行う国営かんがい排水事業により造成された既存の農業水利施設の更新等を行う事業(以下「国営更新事業」、国営更新事業により更新するなどした農業水利施設を「国営更新施設」)を順次実施している。また、都道府県、市町村、土地改良区等(以下「都道府県等」)は、国営更新施設と田畑とを接続するための用排水路等の農業水利施設(以下「附帯施設」)の整備、更新等を実施している。このため、国営更新施設と附帯施設とが一体となって機能することにより、国営更新事業はその効果を発揮することとなる。

#### (2) 農業水利施設の機能保全対策の概要

同省が取りまとめた「農業水利施設の機能保全の手引き」(以下「手引」)によれば、定期的な機能診断、機能保全計画の策定、機能保全計画等を踏まえた対策工事の実施等を、段階的、継続的に実施することとされている。

そして、手引によれば、機能保全計画における対策工事の開始予定年度(以下「対策工事開始年度」)を経過して対策工事が未実施となっている施設については、施設の劣化の状況が、適用可能な対策工法と対策工事の開始時期とを組み合わせた機能保全コストのうち最も経済的となる組合せによる対策工事に対応可能な範囲内(以下「最適コスト範囲内」)にあることを、施設監視を通じて確認していることが重要であるとされている。

#### (3) 農林水産省における機能保全対策の実施状況の把握

農政局等は、機能保全計画が策定されている附帯施設等のうち対策工事開始年度を経過した施設について、都道府県に対して対策工事の実施状況等を所定の様式(以下「把握様式」)により報告させることとしている。

### 2 本院の検査結果

<sup>(注1)</sup> 9農政局等が平成15年度から令和2年度までの間に着手した国営更新事業計86地区(平成15年度から令和2年度までの支出済額計6412億7738万円)及び同省が基幹的な附帯施設としている受益面積100ha以上の計1,097施設を対象として検査を行った。

(注1) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局

#### (1) 農政局等において附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握していない事態

都道府県等において手引に基づき機能保全計画を策定することは任意となっており、機能保全計画を策定したとしても、策定した段階では農政局等に報告することにはなっていないことから、農政局等は、機能保全計画が策定されていなかったり、機能保全計画が策定されていても対策工事開始年度を経過していなかったりする施設について、その策定状況を把握できない状況となっていた。また、把握様式において附帯施設と附帯施設以外の施設を区分することにはなっておらず、把握様式で報告されている施設が附帯施設であることを容易には確認できない状況となっていた。

そこで、前記の基幹的な附帯施設1,097施設について、都道府県等における機能保全計画の策定状況を確認したところ、8農政局等管内の国営更新事業計48地区(支出済額計3987億3447万円)

に係る附帯施設計489施設について、機能保全計画が策定されていなかった。

しかし、上記のように機能保全計画が策定されないことにより対策工事が適切に実施されない場合には、予防保全の取組による的確かつ効率的な機能保全対策を実施することができず、都道府県等において対策工事に要する費用が増加し、ひいては当該費用に対して国が負担する費用も増加することとなり、また、仮にその機能が失われるなどした場合には、国営更新事業の効果を十分発揮できないこととなる。

(注2) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局

- (2) 機能保全計画に基づく対策工事が実施されていない施設について、当該施設が附帯施設であって、劣化の状況が最適コスト範囲内にあることを都道府県等が確認しているかどうかを農政局等において把握していない事態

前記のとおり、把握様式において附帯施設と附帯施設以外の施設を区分することにはなっておらず、把握様式で報告されている施設のうちの施設が附帯施設であるかについて容易には確認できないことなどから、農政局等は、機能保全計画が策定されている附帯施設における対策工事の実施状況について十分把握していなかった。また、把握様式は、施設の劣化の状況が最適コスト範囲内にあるか否かについて把握できる仕組みとなっていなかった。

そこで、前記の基幹的な附帯施設1,097施設のうち、機能保全計画が策定されている計48地区に係る計608施設について、都道府県等における機能保全計画に基づく対策工事の実施状況を確認したところ、9農政局等の国営更新事業計37地区(支出済額計2951億5911万円)に係る附帯施設計227施設については、対策工事開始年度を経過しているのに対策工事を実施しておらず、施設監視を継続していた。

しかし、上記のように対策工事が適時適切に実施されない場合には、都道府県等において対策工事に要する費用が増加し、ひいては当該費用に対して国が負担する費用も増加することとなり、また、仮にその機能が失われるなどした場合には、国営更新事業の効果を十分発揮できないこととなる。

### 3 本院が要求する改善の処置

同省において、国営更新施設と一体となって機能する附帯施設の予防保全の取組を推進し、適切な機能保全とライフサイクルコストの低減を図ることにより、国が負担する附帯施設の対策工事に要する費用を抑制するとともに、国営更新事業の効果が十分発揮されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 把握様式を変更するなどして、農政局等が附帯施設に係る機能保全計画の策定状況を把握するための項目を設けること、また、附帯施設であることを確認できる項目及び附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するための項目を設けること

イ 農政局等に対して、アで変更した把握様式等に基づき、附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握するとともに、策定していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底すること。また、附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するとともに、確認していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底すること

ウ 都道府県等に対して、附帯施設の機能保全計画の策定期間の目安を示した上で、機能保全計画を策定することの目的やこれに基づき対策工事を行うことの必要性を周知徹底すること